

令和5年度 群馬県立沼田高等学校 部活動方針

令和5年5月

1 部活動の趣旨

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本校の部活動

(1) 目標

- ① 部員・顧問の総意で決めた目標を達成するために、お互いを尊重して協力して取り組む。
- ② 最新の情報を常に取り入れ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指す。
- ③ 「文武両道」を目指し、学業やボランティア活動等、他の活動との両立を常に心がける。
- ④ 全部員と顧問が生き生きと取り組めるように時間的、身体的、精神的な負担にならないよう配慮する。
- ⑤ 保護者、地域住民、OB等の支援者に感謝し、「五常の教え」のもと、応援を得られる活動を行う。

(2) 本年度実施する部活動

＜全日制＞ 運動部 17部、学芸部 8部、同好会 3団体を設置する。

【運動部】陸上競技部、野球部、ソフトテニス部、硬式テニス部、バレーボール部、卓球部、バスケットボール部、山岳部、スキー部、水泳部、サッカー部、柔道部、剣道部、フェンシング部、空手道部、アーチェリー部、バドミントン部

【学芸部】理科部、文芸部、美術部、英語部、軽音楽部、JRC部、吹奏楽部、将棋部

【同好会】クイズ研究会、パソコン同好会、茶道同好会

＜定時制＞ 運動部 4部

【運動部】バドミントン部、卓球部、柔道部、陸上競技部

(3) 活動日及び活動時間

- ① 週当たりの休養日の設定
 - ・週1日以上休養日を設定する。（時期によって積極的休養を含む）
 - ※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
- ② 長期休業中の休養日の設定
 - ・学期中の休養日の設定に準ずる。なお、十分な休養をとることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ③ 活動時間
 - ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では長くとも3時間程度で活動を終える。
 - ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は、3時間程度で活動を終える。
 - ・練習試合などで終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に配慮し、十分な休養時間をとるなど無理のない活動とする。
 - ・特別な事情により活動時間を延長する場合には、保護者の承諾を得て実施する。
- ④ 朝練習
 - ・行う場合は、遠距離通学等を考慮し、保護者の承諾を得て計画的に無理のない範囲で行う。

(4) 活動計画・実績報告

- ① 年間スケジュールを作成し、保護者に提示する。学年の体力差には十分配慮する。
- ② 定期考査1週間前からは活動を自粛し、大会前など事情がある場合は短時間の活動とする。

(5) 経費

- ① 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- ② 部費を徴収する場合は、保護者の理解を得た上で決定する。
- ③ 会計担当は複数名あたり、専用の口座を作り帳簿を作成して厳正に管理し、年度末に保護者等へ会計報告をする。監査は教頭または保護者代表が行う。

3 安全対策

- (1) 環境整備
部室や活動場所の整理整頓を行う。施設・用具等の安全点検を実施し事故の未然防止に努め、応急手当や水分補給の準備を事前に行う。
- (2) 健康状態の把握・準備運動
活動前の健康状態を確認し、けがや障害防止のための準備運動を十分に行う。
- (3) 緊急時対応
事故等発生時の対応を準備し周知する。(応急手当・救急車要請・報告・連絡網)
- (4) 遠征や移動
計画を綿密に立て、交通規則を遵守し、公共交通機関利用のマナーを心がける。
- (5) 合宿
人員確認や健康状態の把握を常に行い、睡眠時間の確保など健康管理に万全を期す。
- (6) 連携・協力
他の部活動顧問、保健体育科教諭、養護教諭等と連携・協力して安全を確保する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 健康状態の管理
 - ① 毎日の健康観察や検温等、健康管理を徹底し、発熱があった場合は、活動を控える。
- (2) 感染対策
 - ① 手洗いや手指の消毒、活動場所の換気等、基本的な感染防止対策を徹底する。
 - ② 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行う。
 - ③ 活動終了後は、速やかに帰宅し、帰宅途中の複数での飲食を控える。
- (3) 部員の感染があった場合の対応
所属部員の感染が判明した場合の対応については、管理職・養護教諭・部活動顧問・学校医で協議し、県教委の指導・助言も踏まえ、最終的に校長が判断する。

5 その他

- (1) 外部指導者
専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解のもと、外部指導者を活用する。
ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。
- (2) 部活動検討委員会
部活動を適切に実施するために部活動顧問会議の他、部活動検討委員会を設置する。委員会においては、学校評議委員会等を活用し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。
- (3) 他校との連携
中学生や近隣の複数校の生徒が参加する合同部活動等、地域連携の取り組みを推進する。
- (4) 体罰等の許されない指導の未然防止
暴力はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為を絶対にしないことを全職員及び外部指導者で確認して指導に当たる。